

神戸市予防接種運営協議会運営要綱

令和6年11月1日

健康局長決定

(趣旨)

第1条 神戸市における予防接種業務を円滑に行うため、外部の有識者等の専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市予防接種運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 協議会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 神戸市医師会会員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱又は任命する委員の人数は、20名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第4条 健康局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 健康局は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(協議会の公開)

第5条 会議は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、健康局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 協議会を公開することにより公正かつ円滑な協議会の進行が著しく損なわれると認められる場合

(協議事項)

第6条 本会は次のことについて協議する。

- (1) 神戸市における予防接種実施に関する諸問題
- (2) その他前号に附帯する事項

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の開催に必要な事項は、健康局長が定める。

(関係者の出席)

第8条 健康局長は、必要があると認めるときは、協議会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

附 則 (令和6年11月1日決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和6年11月1日より施行する。